

病院統合再編 具体的な事務作業・業務調整が進行 ワーキンググループによる話し合い

●お問い合わせ／
市企画調整課企画調整係
☎26-5704

平成20年4月の統合再編に向け、

4月下旬から、市立酒田病院と県立日本海病院の職員を中心としたワーキンググループ（作業部会）

による検討・協議が始まりました。

各診療科や看護部、薬剤部、臨床検査、リハビリなどの部署で、それぞれの検討事項の洗い出し、業務の調整、標準化など、統合再編後に医療提供が円滑に移行でき、医療スタッフが一体となって安心して働けるような業務体制の整備を進めていくことになります。

また、地域医療、保健、福祉の連携に向けた、県と市の話し合いも始められ、今後、地区医師会等とも連携強化のための協議をしていきます。



統合病院が円滑に運営できるように、これらの内容を今年度策定する整備基

本計画に盛り込んでいきます。

病院統合再編Q&A

問 本紙5月16日号に掲載された「地方独立行政法人の業務の流れ」の表に記載されている設立団体の長が定める中期目標、地方独立行政法人が定める中期計画、年度計画とはどのようなものですか。

答 地方独立行政法人制度は、法人の自主性・自律性を尊重する一方で、設立団体の長から法人に対して業務について直接、方針・基準等を示すことができ、これらを実施させるものが「中期目標」になります。中期目標は、法人が中期計画を策定する際の指針であり、業務の実績を評価する際の基準と

なります。中期計画は、指示された中期目標を達成するための具体的な計画を法人自身が定め、それに従い、自主性・自律性をもって業務を実施するためのものです。また、年度計画は、毎事業年度の開始前に、中期計画に定められた事項のうち、当該年度に実施すべき事項などを法人自身が定めるものです。それぞれの内容は上表をご覧ください。

【中期目標に定める内容等】

中期目標の期間	3年以上5年以下の期間
中期目標に定める事項	①中期目標の期間 ②医療サービス、業務の質の向上に関すること（高度医療の充実など） ③病院運営の改善および効率化に関すること ④財務内容の改善に関すること ⑤その他病院運営に関する重要事項
評価委員会や議会の議決など	中期目標を定めるとき、または変更するときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、議会の議決が必要です
公表等	透明性を高めるため、中期目標を定めたとき、または変更したときは公表することになっています

【中期計画に定める内容等】

中期計画に定める事項	①医療サービス、業務の質の向上の目標を達成するための措置 ②病院運営の改善および効率化の目標を達成するための措置 ③予算、収支計画および資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡、または担保にするときはその計画 ⑥剰余金の使い方 ⑦その他設立団体が規則で定めた病院運営に関する事項 ◆公営企業型地方独立行政法人の場合は、上記の①～⑦までのほか、料金に関すること。
評価委員会や議会の議決など	設立団体が中期計画を認可する場合は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があります。さらに、病院のような公営企業型地方独立行政法人では、あらかじめ議会の議決を受けなければなりません
公表等	認可を受けたときは、公表することになっています

【年度計画に定める内容等】

年度計画に定める事項	中期計画と同じ項目について、その年度の具体的な計画を定めます
公表等	設立団体の長（市長および県知事）に提出し、公表することになっています

◆病院統合再編に関する皆さんの意見を募集しています。

市企画調整課企画調整係 ☎26-5704、FAX26-6914、Eメール/kkaku@city.sakata.lg.jp
◆統合再編の事前講座を実施しています。開催希望日の2週間前までに、直接またはファクシミリ、Eメールで市まちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725、FAX26-3688、Eメール/machi@city.sakata.lg.jpへ申し込んでください。